

令和7年度

第4回江別市農業委員会定例総会議事録

江別市農業委員会

令和7年度第4回江別市農業委員会定例総会議事録

令和7年7月30日（水） 午後2時30分開会

開催場所 江別市民会館37号室

1 出席委員（19名）

佐	藤	和	人
伊	藤	良	明
中	田	和	孝
保	倉	義	治
山	口	利	夫
植	村		登
佐	藤		昇
中	島	清	文
砂	川	秀	樹
西		純	一
荻	野	雅	志
田	中	浩	一
保	倉	浩	行
百	瀬	誠	記
松	下	博	樹
山	田	保	彦
長谷川		礼	子
工	藤	多	希子
浅野目		貴	史

2 欠席委員（1名）

得能謙二

3 出席事務局職員

農業委員会事務局	主幹	首	藤	陽
	主査	中	山	雄太
	主任	栗	生	祐史
	主任	武	山	直人
	主任	中	川	いつみ

4 議事日程

日程第 1	議事録署名委員の指名	
日程第 2	会期の決定	
日程第 3	諸般の報告	
日程第 4	報告第 1 3 号	現況証明願及び照会について
日程第 5	報告第 1 4 号	農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の合意解約について
日程第 6	報告第 1 5 号	農地法第5条の規定による届出について
日程第 7	報告第 1 6 号	第2回農政常任委員会開催結果報告について
日程第 8	報告第 1 7 号	第4回農地常任委員会開催結果報告について
日程第 9	議案第 1 1 号	現況証明願及び照会について
日程第 1 0	議案第 1 2 号	農地法第3条の規定による許可申請について
日程第 1 1	議案第 1 3 号	第4回農用地利用集積等促進計画案に対する意見について
日程第 1 2	議案第 1 4 号	江別農業振興地域整備計画の変更に係る意見について
日程第 1 3	議案第 1 5 号	農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について

5 議事の概要

◎開会宣告・開議宣告

- 議長 これより、令和7年度第4回江別市農業委員会定例総会を開会いたします。
ただ今の出席委員は19名であります。
ただちに、本日の会議を開きます。

◎議事録署名委員の指名

- 議長 日程第1 議事録署名委員の指名について
江別市農業委員会会議規則第25条の規定により、中島委員、山田委員を指名いたします。

◎会期の決定

- 議長 日程第2 会期の決定について
令和7年度第4回江別市農業委員会定例総会の会期を、次のとおり決定する。
令和7年7月30日、1日間とする。
このことについて、ご異議ありませんか。
(「なし」の声あり)
ご異議なしと認めます。
よって、そのように決しました。

◎諸般の報告

- 議長 日程第3 諸般の報告について
事務局 首藤主幹に報告させます。
首藤主幹。
○首藤主幹 ご報告申し上げます。
令和7年度第3回定例総会以降の会務は、お手元に配付いたしました会務報告のとおりでございます。なお、本日の総会に得能委員が欠席する旨の通告がありました。
以上でございます。
○議長 ただ今の報告に対し、ご質問ありませんか。
(「なし」の声あり)
ご質問なしと認めます。

◎報告第13号

- 議長 日程第4 報告第13号 現況証明願及び照会についてを議題といたします。
内容の説明をさせます。
中川主任。

○中川主任 報告第13号 現況証明願及び照会についてご説明申し上げます。

総会議案1ページをご覧ください。

今回提出がありましたのは、No.11の1件でございます。

土地の所在等は記載のとおりです。

No.11は、公簿地目 畑2筆 計1,056.00㎡を、内訳のとおり農地・採草放牧地以外と証明いたしました。

これは、現地調査を行い、農地利用調査実施要領に基づき処理したものでございます。

以上でございます。

○議長 これより報告第13号に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で報告第13号を終結いたします。

◎報告第14号

○議長 日程第5 報告第14号 農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の合意解約についてを議題といたします。

内容の説明をさせます。

武山主任。

○武山主任 報告第14号 農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の合意解約についてご説明申し上げます。

総会議案2ページをご覧ください。

今回通知がありましたのは、No.7からNo.11の5件で、全5筆、畑19,095.00㎡、計19,095.00㎡です。

内容につきましては、賃貸借関係を双方合意により解約した旨の通知があったものでございます。

合意解約の内容につきましては、記載のとおりです。

以上でございます。

○議長 これより報告第14号に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で報告第14号を終結いたします。

◎報告第15号

○議長 日程第6 報告第15号 農地法第5条の規定による届出について議題といたします。

内容の説明をさせます。

武山主任。

○武山主任 報告第15号 農地法第5条の規定による届出についてご説明申し上げます。

総会議案3ページをご覧ください。

今回、届出がありましたのは、No.1の1件で、所在、地番等につきましては記載のとおりでございます。

内容につきましては、市街化区域内の農地について、権利の移動を伴い、転用しようとするものであり、農業委員会への届出が必要となるものでございます。

No.1の転用目的は、住宅を建築するものでございます。

受理相当と認められましたので、農地事務取扱要領に基づき受理したものでございます。

以上、1件 現況地目 畑 1筆 203.00㎡でございます。

説明は、以上でございます。

○議長 これより報告第15号に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で報告第15号を終結いたします。

◎報告第16号

○議長 日程第7 報告第16号 第2回農政常任委員会開催結果報告についてを議題といたします。

農政常任委員長の報告を求めます。

農政常任委員長。

○農政常任委員長 報告第16号 令和7年度第2回農地常任委員会開催結果について、ご報告申し上げます。

委員会の開催日時、出席委員及び出席職員は、お手元の開催結果報告書に記載のとおりでございます。

付議事件1「農地等利用最適化推進施策に関する市長との意見交換の実施結果について」は、令和7年6月30日に実施した、市長との意見交換結果について報告し、情報共有を行いました。

なお、次年度についても、事前にテーマについて協議したうえで、市長と意見交換を実施するよう、事務局で調整することとしました。

以上でございます。

○議長 これより報告第16号に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で報告第16号を終結いたします。

◎報告第17号

○議長 日程第8 報告第17号 第4回農地常任委員会開催結果報告についてを議題といたします。

農地常任委員長の報告を求めます。

農地常任委員長。

○農地常任委員長 令和7年度第4回農地常任委員会開催結果について、ご報告申し

上げます。

委員会の開催日時、出席委員及び出席職員は、お手元の開催結果報告書に、記載のとおりでございます。

付議事件1「農地法第3条の規定による許可申請について」、付議事件2「第4回農用地利用集積等促進計画案に対する意見について」、付議事件3「江別市農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」、事務局より説明を受け、農地法等関係条項に照らして、内容を精査し、適当であると意見を集約いたしました。

以上でございます。

- 議長 これより報告第17号に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で、報告第17号を終結いたします。

◎議案第11号

- 議長 日程第9 議案第11号 現況証明願及び照会についてを議題といたします。

現地調査委員を代表して、荻野委員、工藤委員及び百瀬委員より説明願います。

- 荻野委員 議案第11号 現況証明願及び照会について、ご説明申し上げます。

今回、願出がありましたのはNo.4の1件でございます。

当該土地は、農地の保全のために必要な用水路として転用許可不要で利用されている土地で、現在の登記地目が田であることから、願出があったものでございます。

現地調査は、6月30日に山田委員、中島委員、私、事務局から首藤主幹と日下部会計年度任用職員が参加し、行いました。

土地の所在等は記載のとおりで、No.4の現況は用悪水路のため、登記地目 畑 135.00㎡を農地、採草放牧地以外と判定いたしました。

以上でございます。

- 工藤委員 議案第11号 現況証明願及び照会について、ご説明申し上げます。

今回、願出がありましたのはNo.5の1件でございます。

当該土地は、平成27年に電気通信事業者が事業計画書を提出の上、携帯電話の基地局鉄塔を設置したもので、現在の登記地目が畑であることから、願出があったものでございます。

現地調査は、7月14日に長谷川委員、佐藤会長、私、事務局から首藤主幹と日下部会計年度任用職員が参加し、行いました。

土地の所在等は記載のとおりで、No.5の現況は雑種地のため、登記地目 畑 213.00㎡を農地、採草放牧地以外と判定いたしました。

以上でございます。

- 百瀬委員 議案第11号 現況証明願及び照会について、ご説明申し上げます。

今回、願出がありましたのはNo.6の1件でございます。

当該土地は、平成23年に札幌地方裁判所からの照会に対し農地、採草放牧地以外と回答したもので現在の登記地目が畑であることから、願出があったものでございます。

現地調査は、7月7日に中田委員、得能委員、私、事務局から首藤主幹と日下部

会計年度任用職員が参加し、行いました。

土地の所在等は記載のとおりで、No.6の現況は宅地、雑種地のため登記地目 畑 27,000.00 m²を農地、採草放牧地以外と判定いたしました。

以上でございます。

○議長 これより議案第11号に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

議案第11号を採決いたします。

現況証明願及び照会について、願出3件、可とする決定をいたしたいと思います。

このことについて、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

◎議案第12号

○議長 日程第10 議案第12号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

内容の説明をさせます。

武山主任。

○武山主任 議案第12号 農地法第3条の規定による許可申請についてご説明申し上げます。

総会議案7ページをご覧ください。

今回申請がありましたのは、No.2の1件でございます。

No.2は、個人と法人間で所有権の移転がなされるもので、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

以上、1件 6筆 計12,982.00 m²でございます。

説明は、以上でございます。

○議長 これより議案第12号に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

議案第12号を採決いたします。

農地法第3条の規定による許可申請について、申請1件、可とする決定をいたしたいと思います。

このことについて、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

◎議案第13号

○議長 日程第11 議案第13号 第4回農用地利用集積等促進計画案に対する意見についてを議題といたします。

内容の説明をさせます。

栗生主任。

○栗生主任 議案第13号 第4回農用地利用集積等促進計画案に対する意見について、ご説明申し上げます。

総会議案8ページから12ページをご覧ください。

本議案は、農地中間管理事業の推進に関する法律第22条の規定に基づき業務委託を受けて江別市及び公益財団法人道央農業振興公社が作成した農用地利用集積等促進計画案に対して、第18条第3項の規定に基づき意見を付そうとするものです。

今回の計画案は、所有権移転に係るものが6件 16筆 186,197.00㎡、利用権設定に係るものが2件 2筆 36,456.00㎡でございます。

内容につきましては、記載のとおりとなっておりますので説明は省略いたします。

今回提案する案件につきましては、同法に定められている各要件をすべて満たしていると考えます。

また、当該利用集積等促進計画案について、計画案のとおり認可申請された際には即日公告がされるため、農用地の利用の効率化及び高度化の促進に資する旨意見を付すとともに、農用地利用集積等促進計画の作成について要請を行います。

以上でございます。

○議長 これより議案第13号に対する質疑に入りますが、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、議事参与の制限がございますので、所有権移転のNo.8を除き質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

所有権移転のNo.8を除き採決いたします。

第4回農用地利用集積等促進計画案に対する意見について、計画案7件、可とする意見を付すことに決定をいたしたいと思います。

このことについて、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

引き続き、議案第13号の所有権移転のNo.8に対する質疑に入りますが、山田委員が議事参与の制限を受けますので、退席を願います。

(山田委員退席)

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

議案第13号の所有権移転のNo.8を採決いたします。

第4回農用地利用集積等促進計画案に対する意見について、計画案1件、可とす

る意見を付すことに決定をいたしたいと思います。

このことについて、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

山田委員の復席を願います。

(山田委員復席)

◎議案第14号

○議長 日程第12 議案第14号 江別農業振興地域整備計画の変更に係る意見についてを議題といたします。

内容の説明をさせます。

栗生主任。

○栗生主任 議案第14号 江別農業振興地域整備計画の変更に係る意見について、ご説明申し上げます。

議案資料13ページから15ページをご覧ください。

これは、『農業振興地域の整備に関する法律』の規定に基づき、江別市の「農業振興地域整備計画」を変更するにあたり、市長から当委員会へ、意見を求められているものでございます。

今回意見を求められているのは、編入4件です。

変更理由及び内容についてご説明申し上げます。

各土地につきましては、地域において将来に渡り安定した農業経営が継続できるよう、周辺の農用地区域内の農地と一体的に活用していくため農用地区域内へ編入する内容のものです。

申請に係る整備計画の変更につきましては、当該箇所が、法令（農業振興地域の整備に関する法律施行令第6条）が定める農用地区域の設定基準である10haの規模の一団の農地に該当するため、法令上の要件を満たすものと判断いたします。

以上の理由から、今回の申請につきましては、江別農業振興地域整備計画を申請内容のとおり変更することについて、支障はないものと考えます。

なお、江別市への意見書案につきましては、資料に記載のとおりでございます。

以上でございます。

○議長 これより議案第14号に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

議案第14号を採決いたします。

江別農業振興地域整備計画の変更に係る意見について、申請4件、可とする意見を付すことに決定をいたしたいと思います。

このことについて、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

◎議案第15号

○議長 日程第13 議案第15号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議についてを議題といたします。

内容の説明をさせます。

首藤主幹。

○首藤主幹 議案第13号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について、ご説明申し上げます。

初めに、提案趣旨について少し触れたいと思います。

令和元年10月に連続して発生した農業委員の不祥事を受け、同年12月に全国農業会議所及び北海道農業会議からこの申し合わせ決議の趣旨に則り、農業委員会総会において法令遵守の申し合わせ決議、注意喚起を実施するよう、また、綱紀保持の姿勢を強く打ち出すため、毎年度1回以上、同様の取り組みを実施するよう依頼がありました。

これを受け、当農業委員会においても、令和元年度、2年度、5年度及び6年度の総会において、法令遵守の申し合わせ決議を行っておりますが、今年度についても同様の決議を行おうとするものでございます。

それでは、決議内容について朗読いたします。

農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議。

私たち農業委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。

特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。

私たち農業委員は、高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。

1. 農業委員会が担っている職務と職責を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第31条の議事参与の制限、同第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。

2. 農業委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。

令和7年7月30日 江別市農業委員会。

以上でございます。

○議長 これより議案第15号に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

議案第15号を採決いたします。

農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について、可とする決定をいたしたいと思いをします。

このことについて、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

閉会宣告

- 議長 今期、定例総会に付議されました事件はすべて議了いたしました。
令和7年度第4回江別市農業委員会定例総会はこれをもって閉会いたします。

午後3時02分 閉会

上記会議の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和7年7月30日

議長（会長）

署名委員

署名委員